**ミスで初診扱い**

**東京都大田区　主婦　５５**

　数年前から、痛みのある膝の治療で整形外科医院に毎月通院する夫（６５）に付き添っている。

　診療後、会計を終えると、いつもより高額であることに気づいた。明細書を見ると初診扱いになっており、窓口で説明を求めると、医師の指示という。前回の受診から１か月と３日経過していたが、同じ病気の治療で毎月通っていることを伝えると、再診扱いに変更して、過払い分を返金してくれた。

　今回は偶然気づいたが、医療機関に請求されるまま、不要な支払いを続ける患者も少なくないのではないか。医療機関側の確認はもちろんだが、患者も明細をチェックするのが大切だと感じた。

**◇担当記者から**

　医療機関で初めて診察を受けると、「初診料」として２８２０円（３割負担で８５０円）、再度受診した場合には「再診料・外来診療料」として７２０～７３０円（同２２０円）の診療報酬が算定されます。

　同じ医療機関で再び診察を受けても、初診料が算定されることがあります。厚生労働省によると、〈１〉一つの病気の治癒後、別の病気で受診〈２〉患者が自己判断で診療を中止し、１か月以上経過した後の受診――などです。

　投稿者の場合は、医師が〈２〉とみなしたためと考えられます。数年前から同じ病気の治療を定期的に継続しており、本来は再診料を算定すべきケースです。

　厚労省の担当者は「明細書などを見て疑問に思った時は、医療機関に確認してほしい」と話しています。